

## 指定、登録等に係る事務・事業の一覧

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
1	製菓衛生師法第4条第2項	製菓衛生師試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	指定事業の厳格化	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施
2	製菓衛生師法第5条第1号	製菓衛生師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
3	食品衛生法第48条第6項第3号	食品衛生管理者の養成	講習研修	登録		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
4	食品衛生法施行令第9条第1項第1号	食品衛生監視員の養成	講習研修	登録		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
5	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号	食鳥処理衛生管理者の養成	講習研修	登録		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
6	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項(本制度は、都道府県等の自治事務を地方所管の法人に委託するもの。)	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するための、食鳥の生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査等の食鳥検査	検査検定	指定	15	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	都道府県の獣医師による公的検査と同等の検査をする必要があり質を担保する必要があることから指定事業を引き続き実施
7	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令第2条	・手話通訳技能認定試験実施に係る企画、運営及び管理等 ・手話通訳技能認定試験の合格者登録	試験(資格付与) 登録	認定	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。 指導監督の厳格化を行った。	聴覚障害者の自立と社会参加を促すため、登録事業等を実施。
8	身体障害者補助犬法第15条第1項	身体障害者補助犬(介助犬・聴導犬)の認定事務	その他	指定	7	身体障害者補助犬法を改正し、必要な見直しを行った。	良質な身体障害者補助犬の育成のため、認定事務は必要であり引き続き実施。
9	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察などに関する法律第六条第二項の名簿及び同法第十五条第二項の名簿に関する省令第7条第4項	精神保健判定医等に対する養成研修	講習研修	指定	1	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	研修実施により、必要な数の確保が必要であることから引き続き研修事業を実施。
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の2	・啓発、広報 ・研究開発 ・研究開発成果の提供 ・研修 ・その他必要な業務	講習研修	指定	なし	現在、指定している法人はない。	現在、指定されている法人はないが、精神障害者の社会復帰を促進する観点から、精神障害者社会復帰促進センターとして適切な法人から申請があった場合に備え、指定制度を維持することが望ましい。
11	クリーニング業法第7条の2	クリーニング師の試験事務	試験(資格付与)	指定	なし	特段なし	都道府県要望もあるため検証しながら指定事業を実施
12	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6	登録業者の従事者に対する技能研修	講習研修	指定	2	指定法人のインターネットでの公開を進めた。 指定基準を根拠省令上明確化した。	登録業者の自主的な業務改善に資するものであるため、当該研修を引き続き実施。
13	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条の4	ダクト清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	3	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
14	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条の4	排水管清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	3	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
15	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条の2第2項第3号	空調給排水管理監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
16	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第25条の2	清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	25	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
17	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第26条の2	空気環境測定実施者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
18	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第28条の2	貯水槽清掃作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	48	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
19	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第29条の2	防除作業監督者講習等に関する事務	講習研修	登録	35	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。
20	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第30条の2	統括管理者講習等に関する事務	講習研修	登録	1	登録法人のインターネットでの公開を進めた。	建築物の衛生的環境の確保のため必要であり、講習を引き続き実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
21	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の9	都道府県指導センターの経営相談員の養成	講習研修	指定	1	研修カリキュラムを適宜アンケートを基に見直し。	生衛業の健全な発達のため、生衛業の経営相談を行う相談員の養成は必要であり、講習を引き続き実施。
22	理容師法第3条第4項	理容師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
23	美容師法第4条第6項	美容師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
24	栄養士法第5条の3第4号	管理栄養士の養成	講習研修	指定	137	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	全国均一の水準による資格をもった管理栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
25	栄養士法第2条第1項	栄養士の養成	講習研修	指定	161	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	全国均一の水準による資格をもった栄養士を確保し、国民の食生活の向上を図り、健康的な生活、安全な食生活の実現に資するため、引き続き養成施設で実施。
26	調理師法第3条第1項第1号	調理師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
27	理容師法第4条の2	理容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。	理容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一の機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
28	美容師法第4条の2	美容師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。	美容師の専門性から試験についても国が指定した機関が行う必要。試験の公平性の観点から一の機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
29	調理師法第3条の2第2項	調理師試験事務	試験(資格付与)	指定	1	指定基準、指定法人等のインターネットでの公開を進めた。	四万人程度の受験者がいる中で、試験事務を良質かつ安定的に実施する必要があることから、指定された機関が引き続き試験事務を実施。
30	理容師法第5条の3	理容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
31	美容師法第5条の3	美容師の登録事務	登録	指定	1	地方事務所の集約、職員の削減、本部事務所の移転に伴う管理費減。会場借料の見直し、審査体制の見直し。システム・事務処理方法を見直し、免許証交付を1ヶ月から1週間に短縮。	試験の合格者の登録事務であり、試験を行った機関が行うのが合理的であるため、引き続き指定法人が同事務を実施。
32	水道法第25条の12	給水装置工事主任技術者の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	役員及び職員の削減に伴う管理費減。受験申請書類の入手方法を有料頒布方式からダウンロード方式に変更。	約13,000人の受験者に対する試験の公平性の観点から一の機関が行うことが必要。これらを踏まえ、引き続き試験事務を実施。
33	職業能力開発促進法第47条第1項	・技能検定の実施	試験(資格付与)	指定	14	指定試験機関連絡会議を開催し、試験業務の適正化、情報管理の徹底等について指導を行った。 指定試験機関の指定基準のうち試験実績に係る基準について、客観的な評価基準による実践的な試行試験を行ったものを平成27年度に追加した。	民間機関を活用した技能検定制度については、毎年40万人以上の受験申請者がいることなどから、労働者の技能の向上に寄与している。引き続き、指定試験機関に対する指導監督の強化などを行うことにより、民間機関の活力を活用した技能検定制度を進めていく。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
34	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第15条	介護労働者雇用改善援助等事業	その他	指定	1	平成23年11月より開始した「介護労働安定センターの組織及び運営に係る検討会」での中間報告(平成24年7月開催の第4回検討会にて取り纏め)を踏まえ、 ・雇用管理改善等援助事業の雇用管理相談については、離職率の高い小規模事業所や設置から年数が短い事業所に特化、重点化 ・介護労働者能力開発事業の介護労働講習については、介護労働者確保のため平成25年度より全国的に実施等を行っている。	雇用管理相談を受けた事業所の離職率は全産業と比較しても低い離職率となっていること、介護労働講習修了者の就職率は高い水準になっていることから、介護労働力確保に貢献しているといえる。 今後は、あり方検討会の結論を踏まえた上で、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会において改めて指定法人としての在り方を検討することとなっている。
35	医師法第16条の2第1項	医師臨床研修の実施	講習研修	指定	1,027	平成27年度に、①募集定員の設定方法の見直し、②地域枠への対応、都道府県の役割の強化を行った。	医師臨床研修制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた病院のみを指定して研修を実施させるものであり、臨床研修の確実な実施を確保する観点から必要であり引き続き事業を実施。
36	歯科医師法第16条の2第1項	歯科医師臨床研修の実施	講習研修	指定	2,528	厚生労働大臣が歯科医師臨床研修施設の指定を取り消すことができる場合として、①3年以上研修歯科医の受入がないとき、②協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたときの2つを追加すること等の必要な見直しを行った。	歯科医師臨床研修制度は、臨床研修を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた医療機関を指定して研修を実施させるものであり、その確実な実施を確保する観点から必要であり引き続き事業を実施。
37	保健師助産師看護師法第21条第2号	看護師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
38	保健師助産師看護師法第19条第2号	保健師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
39	保健師助産師看護師法第20条第2号	助産師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
40	診療放射線技師法第20条第1号	診療放射線技師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
41	臨床検査技師等に関する法律第15条第1号	臨床検査技師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
42	理学療法士及び作業療法士法第11条第1号 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号	理学療法士及び作業療法士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
43	視能訓練士法第14条第1号	視能訓練士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
44	言語聴覚士法第33条第1号	言語聴覚士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
45	臨床工学技士法第14条第1号	臨床工学技士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
46	義肢装具士法第14条第1号	義肢装具士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
47	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第2条第1項	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成	講習研修	指定	172(あん摩)	社会情勢や求められる能力の変化等を踏まえて、必要に応じ、教育カリキュラムの内容も含めた指定基準等について見直しを行ってきている。	本制度は、養成を実施するに当たって最低限必要な施設・設備・体制等を備えた施設のみを指定して養成の実施を認めるものであり、養成の確実な実施を確保する観点から必要なものであり、引き続き実施。
48	柔道整復師法第12条第1項	柔道整復師の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
49	歯科衛生士法第12条第2号	歯科衛生士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
50	歯科技工士法第14条第2号	歯科技工士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
51	救急救命士法第34条第1号、第2号、第4号 救急救命士学校養成所指定規則第34条	救急救命士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
52	看護師等の人材確保の促進に関する法律第20条	・啓発 ・連絡調整、指導 ・情報・資料の収集、提供 ・その他の必要な業務	指導助言 調査研究 促進啓発 その他	指定	1	法人の在り方については検討会で検討し、当面は現在の中央ナースセンターが業務を継続するが、人材確保法の趣旨を踏まえ、医療関係団体と協力しつつ看護師の確保対策の強化を図り、今後とも事業運営の透明性の確保を図るべきであるとされた。	看護職員の確保対策の強化を図り、今後とも事業運営の透明性の確保を図りながら、当面は指定法人制度のもと事業を実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
53	医療法施行規則第30条の14の2	・診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、診療用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
54	臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第2項	・検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	本制度は、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄の実施を認めるものであり、検体検査用放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
55	社会福祉士及び介護福祉士法第39条	介護福祉士の養成	講習研修	指定	295	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。第4次一括法により、都道府県に権限を委譲(文科省との共管施設除く)	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
56	社会福祉士及び介護福祉士法第7条	社会福祉士の養成	講習研修	指定	4	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。第4次一括法により、都道府県に権限を委譲(文科省との共管施設除く)	専門的人材である社会福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
57	社会福祉法第19条	社会福祉主事の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
58	社会福祉法第99条	・啓発活動 ・調査研究 ・研修 ・連絡調整、指導 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	講習研修	指定	1	指定法人の関連予算を1割減する等効率化を図った。	福祉・介護人材の確保につながっており、今後も効率化を図りながら、事業を実施。
59	社会福祉法第102条	助成	助成(その他)	指定	1	経費の縮減等に努め、平成27年度以降は、自主財源により運営。	零細な企業で働く社会事業従事者の確保のため、福利厚生への支援は必要であり、引き続き効率化を図りながら事業を実施。
60	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条	・啓発活動 ・研修 ・連絡調整、指導等 ・情報・資料の収集、提供 ・その他必要な業務	講習研修、促進啓発、指導助言、その他	指定	1	平成21年度から22年度にかけて補助金を約7割削減。指定法人制度の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会で議論し、引き続き指定法人制度を維持することとなった。公務員OBの縮減。	高齢化の進展の中、シルバー事業は必要であり、民間団体のノウハウを活かした指定法人制度により効率化を図りながら引き続き実施。
61	港湾労働法第28条第1項	訓練 研修	講習研修	指定	1	平成19年度から23年度にかけて関連予算を約2割削減。指定法人制度の在り方については、労働政策審議会職業安定分科会雇用対策基本問題部会港湾労働専門委員会で議論し、引き続き指定法人制度を維持することとなった。指定を受けた法人に係る事項等をインターネットで公開した。公務員OBの縮減。	港湾労使の自主団体として発足した港湾労働安定協会を指定し、引き続き港湾労働者の需給調整等に資するよう事業を実施。
62	次世代育成対策推進法第20条	・事業主に対する講習会 ・一般事業主行動計画の策定・実施に関する相談 ・広報・啓発	講習研修 促進啓発	指定	93	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	次世代育成支援対策の一層の進展のため、企業の労務管理に精通した事業主団体を指定し、引き続き事業を実施。
63	児童福祉法第13条第2項第1号	児童福祉司に係る養成、講習	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-
64	児童福祉法第18条の6第1項第1号	保育士の養成	講習研修	指定		第4次一括法により、都道府県に権限を委譲	-

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
65	こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律第1条	・児童のための集団施設の設置、運営 ・附帯業務	その他	指定	1	指定基準、指定法人のインターネットでの公開を進めた。施設整備費の廃止。	こどもの国は、子どもたちに遊びの場を与えるため必要であり、引き続き実施。
66	勤労者財産形成促進法第9条第3項 勤労者財産形成促進法施行規則第24条	・住宅資金貸付	その他	登録	1	指定制を登録制に改め、更に福利厚生会社の登録を推進するため登録基準を緩和した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	事業主が行う財形貸付業務を福利厚生会社が行うことでその事務負担を軽減するものであり、財形持家融資制度の利用促進のため必要。このため引き続き事業を実施。
67	勤労者財産形成促進法第6条第1項第2号 勤労者財産形成促進法施行令第5条	・勤労者財産形成貯蓄契約にあたる生命共済事業	その他	指定	1	政省令改正により指定基準を明確化した。また、指定法人のインターネットでの公開を進めた。	財形制度の趣旨から、財形契約の相手方について一定の基準に従い指定を行う必要がある。このため、引き続き事業を実施。
68	勤労者財産形成促進法第14条第1項 勤労者財産形成促進法施行規則第25条	・預貯金等の払出し等の勤労者財産形成貯蓄契約に係る事務の代行	その他	指定	95	指定法人のインターネットでの公開を進めた。	中小事業主の財形貯蓄に係る事務負担を軽減することができるため、引き続き実施。
69	労働安全衛生規則第14条第2項第1号、第2号 厚生労働省告示第百三十六号 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の十七第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医研修の研修科目の範囲、履修方法及び時間 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第一条の二の三十二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める産業医実習の実習科目の範囲及び時間	産業医の講習	講習研修	指定	2	指定基準等について法令上の整備を行った。	当該事業が産業医の選任や事業場の労働者の健康管理に資することや、当該講習には専門性を要することから指定法人により引き続き事業を実施。
70	労働安全衛生法第99条の2第1項	労働災害防止業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	11	指定基準等について省令上整備した。	労働災害が発生した事業場の労働災害防止業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。なお、指定されている法人はH18の閣議決定の対象外である建災防(特別民間法人)。
71	労働安全衛生法第99条の3第1項	就業制限業務従事者に対する労働災害の再発防止に係る講習	講習研修	指定	8	指定基準等について省令上整備した。	労働災害を発生させた就業制限業務従事者に対する再発防止のための講習は必要であり引き続き事業を実施。
72	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第13条第1項	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	指定	3	指定基準等について省令上整備した。	医師等が講習を受けた場合に試験免除となる仕組みであるが、当該制度を利用して労働衛生コンサルタントとなる者が100名程度存在し、一定の割合を占めている。このことから、引き続き専門性の高い指定法人により事業を実施。
73	作業環境測定規則第5条の2	・第二種作業環境測定士となるために必要な知識及び技能の付与に係る科目	講習研修	登録	2	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。登録基準等について省令上整備した。	職場における労働者の健康保持のため作業環境測定士の養成が必要であり、引き続き登録事業者による養成を実施。
74	作業環境測定法施行規則第17条第2号及び16号	作業環境測定士試験の科目の一部免除に係る講習	講習研修	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。登録基準等について省令上整備した。	当該講習による試験免除を活用する者が200名程度で一定の割合を占めている。このことから、職場における労働者の健康保持のため、引き続き登録事業者による講習を実施。
75	労働安全衛生規則別表第5の4	・発破技士免許試験の受験資格に係る実技講習	講習研修	登録	2	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を与えることとする等の試験の要件緩和が提言。これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	火薬の取扱いのない者に一定の取扱経験を与え、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
76	ボイラー及圧力容器安全規則第97条第3号	・二級ボイラー技士免許試験の受験資格に係る実技講習	講習研修	登録	77	試験の検討会において事前の実務経験でなく、事後の研修等により必要な技能を与えることとする等の試験の要件緩和が提言。これを受けて省令改正を行い要件緩和を行った。	ボイラーの取扱いのない者に一定の取扱経験を与え、試験を受けることができるようにするため実技講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人による講習を実施。
77	労働安全衛生規則別表第9資格の欄の規定に基づく厚生労働大臣が定める研修第1条第1項第3号	計画作成参画者の研修	講習研修	登録	2	登録基準等について省令上整備した。	一定の工事計画作成の際の有資格者としての計画作成参画者のための研修は、安全衛生の事務経験を代替するものであり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。



No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
78	労働安全衛生規則第12条の3	安全衛生推進者等の養成に係る講習	講習研修	登録	169	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。登録基準等について省令上整備した。	中小規模事業場の安全衛生管理体制の確保のため、安全衛生推進者等に対する講習は必要であり、引き続き専門性をもつ登録法人により実施。
79	粉じん障害防止規則第26条第3項	作業環境測定機器の較正	検査検定	登録	1	手数料の値下げを行った。労政審の下専門委員会を設置し、登録基準を検討したが、新規参入の障害となっているとはいえないとの結論に達した。	デジタル粉じん計は、機器の精度の確保のため較正を定期的に行う必要。引き続き、登録法人により効率的に実施。
80	労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第11条第10号	労働衛生コンサルタント試験に係る講習	講習研修	登録	なし	指定基準等について省令上整備した。	現在、登録されている法人はないが、労働衛生コンサルタントの受験機会を広げる観点から、基準を満たす適切な法人から申請があった場合に備え、登録制度を維持することが望ましい。
81	医薬品医療機器等法第23条の2の23第1項	医薬品、医療機器等法第23条の2の23第1項に規定する指定高度管理医療機器等に係る基準適合性認証事務	検査検定	登録	13	平成26年11月に施行された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(改正薬事法)において、高度管理医療機器のうち比較的风险が低いと考えられるものについても製造販売認証制度へ移行した。	平成27年4月～12月の間においては、新規の管理医療機器のうち96.1%が登録認証機関による基準適合性認証を受けており、本制度の活用が進んでいる。医療機器や体外診断用医薬品について、その有するリスクに応じた適切な規制を行うとともに、速やかな上市に資するため、引き続き、登録認証機関による基準適合性認証制度が必要である。
82	医薬品医療機器等法第41条第1項 日本薬局方 一般試験法の部 9.01標準品の条 日本薬局方標準品を製造する者の登録に関する省令	・日本薬局方標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	日本薬局方の標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
83	医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令別表第4部薄層クロマトグラフ用標準品の項 薄層クロマトグラフ用標準品を製造する者の登録に関する省令	・薄層クロマトグラフ用標準品の製造、頒布	その他	登録	1	登録法人についてインターネットでの公開を進めた。	タール色素に係る薄層クロマトグラフ用標準品については、品質の確保や新医薬品の研究開発の際の客観性や信頼性の確保の観点から、専門性の高い登録機関による製造、頒布が必要であり引き続き事業を実施。
84	放射性医薬品の製造及び取扱規則第3条第1項	・製薬企業等から委託を受けた放射性物質等の廃棄	その他	指定	1	指定法人についてインターネットでの公開を進めた。	本制度は、放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の廃棄を実施するに当たって必要な設備等を備えた施設のみを指定して廃棄の実施を認めるものであり、当該廃棄が適切に行われる観点から引き続き、指定法人により実施。
85	①国民健康保険法第45条第6項 ②高齢者の医療の確保に関する法律第70条第5項 ③原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第14条等	・診療報酬請求書の審査	その他	指定	1	レセプトのシステムチェックにおけるプログラム精度の向上やチェック項目数の追加により、審査事務共助を強化した。今後は、審査の効率化を図るとともに、医療費の一層の適正化を図る。	一定点数以上の高度の専門性を要するレセプトを中央で集中して取り扱い、審査の効率化、厳格化を図ることを目的としている特別審査は、医療費の適正化を行う上で必要。このため、引き続き専門性の高い指定法人で実施。
86	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号	介護福祉士実務者の養成	講習研修	指定	11	第4次一括法により、都道府県に権限を委譲(文科省との共管施設除く)	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
87	戦没者の遺骨収集の推進に関する法律(平成28年法律第12号)第10条第1項	戦没者の遺骨収集に関する業務	その他	指定	なし	平成28年4月施行の制度であり、現在法人の指定はなし。	平成28年4月施行の制度であり、現在法人の指定はないため、評価は困難である。
88	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号	精神保健指定医の養成	講習研修	指定	3	登録を受けた法人については、法に基づき、5年ごとにその更新を行うものとされており、その都度、登録基準に適合しているかを見直す予定である。	精神保健指定医の指定前の研修を実施することにより、患者本人の意思に基づかない入院や著しい行動制限に係る判断を行う指定医として必要となる患者の人権に関する知識等を習得でき、法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。
89	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項	精神保健指定医に対する研修	講習研修	登録	3	登録を受けた法人については、法に基づき、5年ごとにその更新を行うものとされており、その都度、登録基準に適合しているかを見直す予定である。	精神医学の進歩や精神障害者の人権擁護に関する制度の変化、精神保健福祉・精神科医療を取り巻く状況の変化に対応して、常時求められている適正かつ十分な精神科医療の知識と患者の人権に対する配慮を十分に備えていることが必要であり、法の対象者の増加も踏まえ、引き続き、事業を実施することが必要である。
90	精神保健福祉士法第7条	精神保健福祉士の養成	講習研修	指定	なし	現在指定している法人はない。	現在、指定されている法人はないが、専門的人材である精神保健福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。

No.	根拠法令・条項	事務・事業	事務・事業の種類	指定等の形態	法人数	事務・事業の見直し状況	評価結果の総括
91	公認心理師法第10条	公認心理師の試験事務	試験(資格付与)	指定	1	平成28年4月1日付けで一般財団法人日本心理研修センターを指定したところである。	公認心理師指定試験機関については、平成28年4月1日に指定したばかりであるため、今後指導監督を適切に行っていきたい。
92	公認心理師法第36条	公認心理師の登録事務	登録	指定	未施行	平成28年4月時点で未施行	-
93	職業能力開発促進法第30条の5第1項	キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務	試験(資格付与)	登録	2	なし(キャリアコンサルタント試験は平成28年4月に創設されたため)	キャリアコンサルタント試験は平成28年4月に創設されたことから、適切な実施に努めていく。
94	職業能力開発促進法第30条の24第1項	キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務	登録	指定	1	なし(キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたため)	キャリアコンサルタント登録制度は平成28年4月に創設されたことから、適切な実施に努めていく。
95	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習	派遣元責任者講習	講習研修	確認	18	講習実施機関をインターネットで公開している。	派遣元事業所における適正な雇用管理及び事業運営の適正化のため、引き続き派遣元責任者の養成を図る必要がある。
96	職業紹介事業の業務運営要領(平成11年11月17日付職発第815号「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政令等の施行について」の別添)	職業紹介責任者講習会	講習研修	確認	4	講習会実施機関をインターネットで公開している。	職業紹介事業所における事業運営の適正化のため、引き続き、職業紹介責任者の養成を図る必要がある。
97	雇用保険法施行規則第118条の3第4項第2号口及び同項第3号イ(2)	職場適応援助者養成研修	講習研修	確認	6	厚生労働大臣に提出される研修の実施状況を確認し、事務・事業の確認を行っている。また、厚生労働大臣が定める研修を実施する機関の各種要件、当該研修を実施する法人に係る事項等をインターネットで公開している。	評価を踏まえ、職場適応援助者の養成は定期的検証を行いながら継続する。
98	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号及び附則第2条第1項各号	介護福祉士の養成	講習研修	指定	153	地域の教育機会確保のため、特例高校を、平成28年度から平成30年度まで再実施	専門的人材である介護福祉士の養成は指定基準を満たした養成施設で実施する必要があり、引き続き実施。
99	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第16条	食品製造者等の高度化計画等の認定	その他	指定	24	食品衛生管理の国際標準化に関する検討会で現在、見直しに向けた議論を継続中	見直しの結果を踏まえ、今後必要な検討を行う。